

障害のある人の主体性を尊重した地域生活支援

- 激しい行動障害を示す人の事例を通して -

風の子そだち園・園長 松村 昌子

淡路こども園・園長 岩崎 隆彦

表現について、一部現在では使用しないもの又は言い換えられているものがありますが、歴史的見地から当時のまま掲載しています。ご了承下さい。

1. はじめに

現在、障害のある人の地域生活を支援する必要性が盛んに言われ、そのための各種サービスが増えつつある。しかし、これまで私たちは地域生活支援を語る時、激しい行動障害を示す人は別であると考え、その人たちのことを支援の対象から排除してはこなかっただろうか。

たとえ行動障害が重い人でも、本人の主体性や人への信頼関係を作り、日々の暮らしが整うことを基本とした支援が必要であることに変わりはない。真の意味での地域生活支援は、行動障害を示す人たちの支援を含めたものでなければならないと考える。

激しい行動障害を示す人たちに対する支援としては、現在、「強度行動障害特別処遇事業」が実施されている。これは、入所施設で3年間、特別の処遇を行うことにより、行動障害の改善を図ることを目的としている。しかし、施設内で行動障害の改善が見られても、現状では、事業終了後に利用者が地域生活できるようにするための条件整備が全く不十分であることが指摘されている（文献2）。

地域生活への移行を進めるためには、地域で利用できる資源の拡充、本人や家族に対する在宅支援サービスの充実が必要であることは言うまでもない。しかし、行動障害が激しく、家庭の支える力が十分でないケースでは、介護の肩代わりのサービスを利用するだけでは根本的な解決にならないと思われる。その人たちの暮らしの実態を知り、行動障害が引き起こされる経過や問題を作り出す構造を明らかにすることによってこそ、何が足りなかったのか、何が歪められたのかが明確になる。そこから始めて、地域生活を支えるためにはどんな支援が必要なのかが見えてくるのではないだろうか。

このように日常生活に基盤を置いて、行動障害を示す人たちを含めた障害のある人たちの地域生活支援を考えるにあたっては、岡村（1983）の「個人の主体的側面に注目し、その社会関係の困難を軽減する社会福祉的援助の原理」が非常に有効である（文献1）。従来の、本人に対する治療教育や訓練的働きかけを中心とした観点からは得られない、多くの示唆を与えてくれるものである。

岡村の観点に立つと、おのずと研究の視点は、治療・訓練によっていかに「障害を克服する」という点ではなく、生活する主体である本人の立場がどれだけ尊重されているかという点に中心が置かれることになる。限定された空間での限られた人との関わりではなく、日常生活全体を視野に入れ、本人と周りの人たちとの関わりのあり方に目を向けてこそ、本人が安心感をもって主体的に生活していけるような支援が見えてくる。

<文献>

(1)岡村重夫(1983):社会福祉原論・全国社会福祉協議会

(2)奥村幸子(1997):強度行動障害特別処遇事業

(続く、全22頁)

以下目次

2.本稿の目的

3.事例

4.行動障害を示す人を含めた地域生活支援のあり方

5.おわりに